

令和5年2月17日

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行ったのでお知らせします。

措置対象業者	(商号) 水道機工 (株) (所在地) 東京都世田谷区桜丘5丁目48-16 (代表者) 代表取締役 古川 徹 (本市登録) 登録業種：機械 ＜業者番号：1526＞
措置の内容	令和5年2月13日から令和5年6月12日までの競争入札参加停止
措置の根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 第1第1号 (虚偽記載) 第2第7号 (不正又は不誠実な行為)
事件の概要	同社は、令和5年2月10日国土交通省関東地方整備局より建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業の停止命令 (令和5年2月25日から令和5年5月2日までの67日間) を受けた。 福岡市においては、水道局契約の番托取水場自動除塵機修理にて、提出した監理技術者の資格者証が不正取得されたものであり、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 また、福岡市の競争入札参加資格審査申請に虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果の通知書を提出し、資格審査を受け、資格を取得した。

問い合わせ先：水道局総務部契約課 迫 (サコ)
TEL 092-483-3126

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第1号

別表第1 事故等に基づく措置基準

(虚偽記載)

- 1 本市の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。＜事実を知った日から1ヵ月以上6ヵ月以内＞

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第7号

別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準

(不正又は不誠実な行為)

- 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、労働基準法等違反その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。＜事実を知った日から1ヵ月以上24ヵ月以内＞